

(2) 運動施策について

糖尿病を始めとする生活習慣病の予防には、適度な運動を生活習慣として定着させていくことが重要である。

このため、科学的根拠に基づく運動施策の推進、運動習慣の定着に必要な知識の普及及び運動実践の場の提供を中心に施策を推進しているところである。

(運動基準及び運動指針について)

身体活動・運動と生活習慣病予防に関する新たな知見を踏まえ、平成18年7月、「健康づくりのための運動基準2006」、「健康づくりのための運動指針2006～エクササイズガイド～」を策定した。

運動基準においては、健康づくりのために必要な身体活動・運動に関するエビデンスとして、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的とした望ましい身体活動・運動及び体力の基準を示している。

また、エクササイズガイドにおいては、運動基準に基づき国民が健康的な生活を送るためにどれだけの運動や身体活動を行えば良いのか、また、現在の活動量や体力に応じてどのような運動や身体活動を行えば良いのかを具体的に示し、健康づくりの普及啓発のツールとして活用を図っているところである。平成24年度においては、平成18年の策定後に集積された新たな知見などを踏まえた改定を行うこととしている。

都道府県等においても、引き続き、運動基準及びエクササイズガイドの活用を図られたい。

(運動実践の場の提供について)

健康づくりのための運動等を安全かつ適切に行うことができる施設を「健康増進施設」（運動型、温泉利用型、温泉利用プログラム型の3種類）として認定している。（平成23年12月26日現在、運動型381施設、温泉利用型20施設、温泉利用プログラム型37施設）

また、これらの施設においては、運動指導の専門家による運動指導等が行われているところである。

今後とも、特定保健指導を始めとする生活習慣病予防対策における運動指導の担い手として、健康増進施設の活用を図られたい。

(3) 糖尿病対策について

糖尿病対策を更に推進するため、重症化予防対策を強化することとしており、糖尿病の専門病院と一般の診療所との診療連携体制を構築するため、都道府県における、

- ・診療連携体制のあり方の検討
- ・連携体制構築のための医療機関に対する説明会等の開催
- ・適切な食事・運動療法を診療所においても受けられるよう診療所の看護師や管理栄養士等と専門病院の糖尿病療養指導士との連携強化等の支援

などを、糖尿病疾病管理対策強化事業により、引き続き実施していくこととしているので、この事業が円滑に進むよう御協力を御願いする。

(4) たばこ対策について

たばこが健康に悪影響を与えることは明らかとなっており、がん、循環器病等の生活習慣病を予防する上で、たばこ対策を進めることは重要な課題である。

このため、平成12年から推進している「健康日本21」において、

①喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及

②未成年者の喫煙の防止

③公共の場や職場での分煙の徹底及び効果の高い分煙についての知識の普及

④禁煙を希望する者に対する支援プログラムの普及

の4つを柱とし、総合的なたばこ対策を進めている。

平成15年5月には、健康増進法が施行され、受動喫煙による健康への影響を踏まえ、多数の者が利用する施設について、受動喫煙を防止する措置を講ずるよう努めなければならないこととされた。

また、平成16年6月に批准した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(以下「FCTC」という。)(平成17年2月発効)に基づき、たばこ対策関係省庁連絡会議を設置し、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進することとしたところである。

FCTCに基づく「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」を受けて、「公共的な空間については、原則として全面禁煙」等の「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書(平成21年3月)」が取りまとめられたことを踏まえ、厚生労働省では、受動喫煙防止対策をより一層推進するため、平成22年2月25日に、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべきこと等を記した健康局長通知を発出した。

また、平成22年11月に開催された第4回FCTC締約国会議において、「たばこ製品の含有物等の規制に関する暫定ガイドライン」、「教育・情報発信・啓発等に関するガイドライン」、「たばこ依存に関する治療や禁煙に関するガイドライン」の3件が採択され、更なるたばこ対策の推進を求められている。

こうした中、「健康的な生活習慣づくり重点化事業(たばこ対策促進事業)」については、平成24年度予算案では、41百万円を計上したところである。

各都道府県、政令市、中核市、保健所設置市及び特別区においては、地域のたばこ対策関係者との連携の下、喫煙率が上昇傾向にある20~30歳代の女性をターゲットとした禁煙対策や、禁煙成功者を中心とした「禁煙普及員」による草の根的な禁煙・受動喫煙に関する普及啓発活動などの実施により、たばこ対策の更なる推進をお願いする。

また、厚生労働省は、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率の引上げを要望してきたところである。平成23年12月10

日に取りまとめられた平成24年度税制改正大綱においては、「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があります。平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。」と記載されたところである。厚生労働省としては、引き続きたばこ税の引き上げを要望していくこととしている。

(5) アルコール対策について

多種多様なアルコール飲料が販売されるとともに、飲酒機会が増大する中で、アルコールに起因する様々な事柄が社会問題となっている。

アルコール対策としては、平成12年から「健康日本21」において、

- ①1日に平均純アルコールで約60gを超える量に飲酒する人の減少、
- ②未成年者の飲酒をなくす、
- ③「節度ある適度な飲酒」としては1日平均純アルコールで約20g程度である旨の知識を普及すること

を目標として掲げ取組を推進している。

また、国際的な流れとして、平成22年5月の第63回WHO総会において「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略」が採択された。本戦略の中では、アルコールの有害使用のモニタリングやサーバイランスの重要性が強調されており、厚生労働省としては、本戦略を踏まえ、アルコール対策を更に推進することとしている。

都道府県等においては、こうした国際的な状況を勘案しながら、平成20年4月に発出した事務連絡「アルコールの影響と適度な飲酒について」等を活用するなど、更なるアルコール対策に努められたい。

(6) 女性の健康づくり対策の推進

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごすことができるよう、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援する必要がある。

自治体が既に実施している取組等を集約し、ホームページで女性の健康づくり対策の事例として啓発し、女性の視点を取り入れた健康づくりを推進している。

また、毎年3月1日から3月8日の「女性の健康週間」を活用し、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発活動、行事等を展開することとしており、引き続き、運動推進への協力をお願いする。

参 考 资 料

目 次

1. 今後の生活習慣病対策の推進

・平成24年度予算（案）の概要	資-1
・国、都道府県、市町村、医療保険者による生活習慣病対策の推進について	資-7
・生活習慣病対策の推進体制の構築	資-8
・「健康日本21」の最終評価（概要）について	資-9
・糖尿病対策の更なる推進	資-11
・「女性の健康週間」の実施について	資-12

2. 栄養施策・食育の推進について

・平成23年度行政栄養士等の調査結果	資-15
・管理栄養士国家試験実施状況	資-16
・栄養士免許交付数の推移、管理栄養士登録数の推移、栄養士養成施設設置状況	資-17
・調理師免許交付数の推移、調理技術技能審査実施状況 調理師の就業届出状況、調理師養成施設設置状況	資-18

3. 運動施策について

・「健康づくりのための運動基準2006」及び「健康づくりのための運動指針2006」について	資-19
・健康づくりのための運動基準2006～身体活動・運動・体力～（概要）	資-20
・健康づくりのための運動について	資-21
・健康増進施設の厚生労働大臣認定制度の概要	資-22

